

○国家公安委員会告示第六十号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年十二月十四日

国家公安委員会委員長 山本 順三

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する自然人

氏名 ハッジ・アブド・アル・ナシル（HAJJI'ABD AL-NASIR）

別名 (a)ハッジ・アブデルナーセル（Hajji Abdelnasser） (b)ハッジ・アブド・アル・ナスル（Hajji Abd al-Nasr） (c)タハ・アル・フウェイト（Taha al-Khuwayt）

称号 不明

役職 不明

生年月日 1965年から1969年の間

出生地 Tall'Afar, Iraq

国籍 イラク

旅券番号 不明

住所 シリア・アラブ共和国

名簿に記載された年月日 2018年11月19日

名簿記載者公告番号 Q I -292

その他参考となるべき事項 シリア・アラブ共和国におけるISILの軍事リーダー及びISILの活動に管理統制を及ぼすISIL弁務官委員会の議長。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/notice/search/un/xxx>